## 審査基準

基準の名称	証紙代理売りさばき人の承認基準						
法	令 等 名		根	拠	条	項	許認可等・処分の概要
徳島県収入証紙条例施行規則			第5条第2項				証紙代理売りさばき人の承認
	基	準		C	カ		内 容

- 1 住民の求めに応じて、常に売りさばきをなしうる窓口を有していること。
- 2 信用を有し、業態が、証紙の売りさばきを行うのに適していること。
- 3 証紙を買い求めるものが特に便利になると認められる場合で、次の(1)から(3)のいずれかに該当すること。
  - (1) 代理売りさばき人の廃止に伴い、当該地域に売りさばき所がなくなるため、住民に不便を与えることとなる場合
  - (2) 県の機関の新設,移転,制度改正その他の理由により証紙の納付事務を掌握する県の機関の周辺に売りさばき所がない場合
  - (3) 売りさばき所の新設を県の機関において特に必要があると認める場合